相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
最後の住所 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
被相続人 亡　古賀　貴士
相続財産管理人 弁護士　古賀　貴士
事務所 福岡県行橋市中央二―一一―二　みやこ法律

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県北九州市八幡西区楠口町七番二九号
最後の住所 福岡県北九州市八幡西区楠口町七番二九号
被相続人 亡　坂口　合同
相続財産管理人
司法書士法人坂口合同事務所

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 鹿児島県出水市下竜尾町一四番地
最後の住所 宮崎市江平東二丁目九番一八号
マンション一〇二号
被相続人 亡　春成　桃世

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地、最後の住所 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
被相続人 亡　松尾　タケ

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県北九州市八幡西区楠口町七番二九号
最後の住所 福岡県北九州市若松区深町一丁目二六番地
被相続人 亡　遠藤　美惠

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
最後の住所 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
被相続人 亡　松尾　タケ

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地、最後の住所 福岡県遠賀郡香月町大字楠橋三六二一〇番地
被相続人 亡　松尾　タケ

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 福岡県北九州市八幡西区楠口町七番二九号
最後の住所 福岡県北九州市八幡西区楠口町七番二九号
相続財産管理人
司法書士法人坂口合同事務所

平成三十年三月十六日

まず。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 鹿児島県出水市下竜尾町一四番地
最後の住所 宮崎市江平東二丁目九番一八号
マンション一〇二号
被相続人 亡　春成　桃世